平成25年 回顧と展望

特集「昨今の情勢を踏まえた国際テロ対策」

警備情勢を顧みて



警察庁

焦点 第283号 平成26年3月

目 次

はじめに1					
第1章	章 特集 昨今の情勢を踏まえた国際テロ対策 2				
	昨今の国際テロ情勢2				
	国際テロ対策6				
	日本赤軍・「よど号」グループ9				
第2章	章 サイバー攻撃情勢 10 2 10 10 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
	サイバー攻撃10				
第3章	章 外事情勢 16]				
	北朝鮮の対日諸工作16				
	中国の対日諸工作19				
	ロシアの対日諸工作21				
	大量破壊兵器関連物資等の不正輸出22				
	不法入国・不法滞在23				
第4章	章 公安情勢 24 2				
	右翼等·······24				
	過激派······26				
	オウム真理教30				
	日本共産党32				
	大衆運動34				
第5章	章 警備実施 36				
	警察の集団警備力36				
	警戒警備の強化38				
	警衛・警護40				
	自然災害への対処42				
	原子力災害対策45				



はじめに

平成25年1月、在アルジェリア邦人に対するテロ事件では、邦人10人を含む多数の人が犠牲となりました。また、台風第26号を始めとする自然災害においても、多数の死者・行方不明者が出るなど甚大な被害が生じました。警察では、それぞれの事案に対し、国際テロリズム緊急展開班(TRT-2)の派遣による情報収集活動、広域緊急援助隊等による救出救助活動等を実施したところですが、警察の責務を果たすためには、今後も全国警察が一丸となって各種活動に取り組んでいく必要があります。さらには、米国・ボストンにおいてマラソン大会を標的とした爆弾テロ事件が発生しましたが、2020年にはオリンピック・パラリンピック大会が東京において開催されることとなり、これまで以上に万全のテロ対策が求められるところです。

他方、国内の治安情勢では、過激派が在日米空軍横田基地に向けて飛翔弾を発射する事件を引き起こしたほか、いわゆる右派系市民グループと反対勢力との間で暴行事件やトラブルが発生するなどしました。また、サイバー攻撃においては、「水飲み場型攻撃」と呼ばれる手口が出現するなど、その脅威は急速に高まっています。

さらに、北朝鮮による核実験の実施や中国公船による接続水域への入域や領海侵入等の国際 情勢も、我が国に大きな脅威をもたらしました。

警察では、今後も、治安情勢を的確に分析・把握し、公安の維持を図るため各種対策を的確 に講じていきます。

- ※ 掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、平成25年12月末現在のものです。
- ※ 「焦点」は、警察庁ウェブサイトにも掲載しています (http://www.npa.go.jp/keibi/index.htm)。

特集:昨今の情勢を踏まえた国際テロ対策

各国政府は、テロ対策を強化し、テロに対する国際的な取組は一定の成果を上げていますが、イスラム過激派が世界各地でテロを敢行するなど、国際テロ情勢は、依然として厳しい状況で推移しています。

イスラム過激派がテロの対象としてきた米国関係施設が多数存在するなど、我が国も、 国際テロの脅威と決して無縁ではありません。

そして、平成25年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件は、邦人10人を含む40人が死亡し、我が国はもちろん、世界に大きな衝撃を与えました。

このように、厳しい国際テロ情勢の中、警察は、各種国際テロ対策を推進しています。 今後も、国内外の関係機関と緊密に連携しつつ、また、国民の理解と協力を得ながら、情 勢の変化に的確に対応した措置を講じ、テロの未然防止に万全を期していきます。

昨今の国際テロ情勢

概観

平成25年の国際テロ情勢は、依然として厳し い状況で推移しました。

特に、イスラム過激派は、**ジハード (聖戦) 思想**を介して緩やかなネットワークを形成しており、その脅威は依然として高いものとなっています。

また、アル・カーイダに関しては、23年5月 に指導者オサマ・ビンラディンが米国の作戦行

動により死亡したことを始め、主要幹部の相次ぐ殺害・捕捉により、アル・カーイダ中枢の弱体化が伝えられています。その一方で、紛争や混乱が続く中東・北アフリカ地域を中心に、アラビア半島のアル・カーイダ、イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ、アル・ヌスラ戦線、イラクのアル・カーイダ(イラク・レバントのイスラム国)等のアル・カーイダ関連組織が勢力を拡大しています。これら関連組織は、テロを企図・実行するのみならず、武器の供給や訓練等を通じ他のイスラム過激派組織との連携も進めています。アル・カーイダの指導者アイマン・アル・ザワヒリは、欧米諸国等に対するジハードの継続を表明しているところ、引き続き、アル・カーイダ関連組織等によるテロが懸念されます。



マリ北部のイスラム過激派(時事)



アル・カーイダの指導者 アイマン・アル・ザワヒリ (ロイター/アフロ)

アル・カーイダ等のイスラム過激派及びその支援者は、イン ターネット等のメディアを効果的に活用して、ジハード思想を 伝播するとともに、リクルート活動を進めています。

現在、ジハード思想やアル・カーイダ幹部による声明等の影響を受け、各地のテロ組織等がテロを企図しています。また、イスラム過激派等によるインターネットの利用は、テロ組織と関係のない個人が過激化してテロを実行する現象にも影響を与えています。テロ組織からの指示や支援を受けない個人によるテロは、ローン・ウルフ(一匹おおかみ)型のテロと呼ばれ、各国でその危険性が認識されています。25年4月に発生した米国・ボストンにおける爆弾テロ事件は、このローン・ウルフ型のテロに当たるとの見方があります。

このほか、25年中には、アフガニスタン、パキスタン、イラク等の世界各地でテロ事件が発生しました。特に1月、在アルジェリア邦人に対するテロ事件で多数の邦人が犠牲となったほか、9月には、アル・カーイダ関連組織である**アル・シャバーブ**によるケニア・ナイロビのショッピングモールにおける襲撃テロ事件が発生し、実行犯グループが非イスラム教徒を襲撃の対象にしていたとされる中、多数の外国人が死傷しました。



イスラム過激派がジハード思想 を伝播するために発行したオン ライン雑誌 (時事)



ケニア・ナイロビのショッピングモール に対する襲撃テロ事件 (ロイター/アフロ)

在アルジェリア邦人に対するテロ事件

25年1月16日午前5時40分頃(現地時間)、武装集団が、アルジェリア東部のイナメナスに所在するガスプラント等を襲撃し、日本人を含む多数人を人質に取って立て籠もりました。アルジェリア軍は、テロリストの制圧作戦を行いましたが、邦人10人を含む40人が死亡しました。

今回の事件を引き起こした武装集団は、イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダの元幹部モフタル・ベルモフタルが指揮している**血盟団**とされ、



在アルジェリア邦人に対するテロ事件で武装集団に投降する人々(時事)

事件発生後に、フランス軍のマリへの軍事介入を批判してこの事件を実行したとする犯行声明が出されています。また、血盟団は、マリ北部に移動して、人質として拘束している外国人を、外国政府と交渉する材料に使おうとし、さらに、アルジェリア等で収監されている囚人の釈放を要求したとされています。

大規模な国際スポーツ大会や国際会議等を狙ったテロ事件

大規模な国際スポーツ大会や国際会議等の開催地や開催国でテロ事件が敢行されれば、国際社会の注目を集めることとなります。このため、大規模な国際スポーツ大会や国際会議等は、国際テロ組織やテロを実行しようとする者にとって格好の攻撃対象となり得ます。

実際、過去には、昭和47年のドイツ・ミュンヘンオリンピックにおけるイスラエル選手団襲撃事件、平成8年の米国・アトランタオリンピックにおけるオリンピック百年記念公園爆弾テロ事件が発生しました。また、17年7月、英国のグレンイーグルズにおいて主要国首脳会議(G8サミット)が開催されている中、ロンドン中心部において、地下鉄等に対する爆弾テロ事件が発生しました。さらに、25年4月、米国・ボストンにおいて開催されていたマラソンのゴール付近で爆弾が連続して爆発し、3人が死亡、200人以上が負傷しました。



グレンイーグルズ・サミット開催時に発生したロンドンにおける同時多発テロ事件(時事)



米国・ボストンにおける爆弾テロ事件 (Dan Lampariello/ロイター/アフロ)

こうした中、2016年G8サミットが我が国において開催される予定であり、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることが決定しています。特に、オリンピック・パラリンピックは、世界中から多数の要人、選手団、観客等が集まる中、国際的にも最高度の注目を集めて開催される行事です。この大会が国際テロ組織や過激化した個人によるテロ攻撃の

年オリンピック・パラリンピック たくさんのご声援ありがとうございました。 2020 年4リンとック・パラリンとック 開催都市決定都民報告会 現東京開催 催失

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催決定(時事)

対象となる可能性は否定できません。

警察としては、国民の理解と協力の下、 組織の総力を挙げて、テロ関連情報の収集・ 分析、関係機関と連携した水際対策、警戒 警備の徹底その他の諸対策を推進し、テロ 等の違法行為の未然防止に万全を期すこと としています。

我が国へのテロの脅威

我が国は、イスラム過激派がテロの対象としてきた米国関係施設が多数存在していることに加え、過去にアル・カーイダ幹部による声明等において、テロの標的として名指しされたことがあります。特に、24年5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料では、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘しています。

こうした資料は、米軍基地等の米国権益が多数存在 する我が国に対する脅威の一端を明らかにしたもの といえます。

また、米国で拘束中のアル・カーイダ幹部のハリド・シェイク・モハメドも、**在日米国大使館を破壊する計画に関与**したと供述していたことが19年3月に確認されました。

さらに、我が国では、殺人、爆弾テロ未遂等のテロ容疑の罪で国際刑事警察機構(ICPO)を通じて国際手配をされていたリオネル・デュモンが不法に入出国を繰り返していた事実が判明しており、ジハード思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派のネットワークが我が国にも及んでいることが示されました。我が国においても、イスラム過激派が、イスラム諸国出身者のコミュニティ等を悪用するとともに、様々な機会を通じて若者等の過激化に関与することが懸念されます。

このような事情や、海外においても現実に邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が発生していることなどに鑑みると、我が国は、国内外において、大規模・無差別テロの脅威に直面しているといえます。

日本に言及した主な声明

	年月日及び媒体	声明内容
	2004 (H16) 年5月6日 イスラム系ウェブサイト ビンラディンの音声声明	「米軍は、ムジャヒディンを殺害した者に多くの褒賞を約束した。我々も米、同盟国、国連職員等を殺害した者に以下の報酬を与える。◎ブレマー行政官、アナン国連事務総長に金10kg(約1,400万円)。◎米、英、連合軍に金1kg(約140万円)。◎ 日本 やイタリア等の同盟国に金500g(約70万円)を支給する」※金額は当時
2	2004 (H16) 年10月 1 日 アルジャジーラ ザワヒリの音声声明	「我々は米・英等の軍隊による侵略を黙って待つべきではない。直ちに抵抗を始めるべきだ。米・英・豪・仏・ポーランド・ノルウェー・韓国・ 日本 の権益はあらゆる場所にある。これらの国々は、アフガニスタン、イラク、チェチェンの占領に参加し、イスラエルの存在を支援している」
	2008 (H20) 年 4 月22日 イスラム系ウェブサイト ザワヒリのビデオ声明	共同通信社からの「日本は今でもアル・カーイダの攻撃対象か」という質問に対し、「日本は、欧米のイラクでの活動に協力したと主張しているが、ムスリムに対する十字軍の軍手行動にまで参加しているではないか」「我々の土地を占領・略奪し、通常兵器や核爆弾で(日本を)攻撃した米国の同盟国に日本はなっている」





Khalid Shaikh Mohammed

アル・カーイダ幹部の ハリド・シェイク・モハメド (時事)



我が国に不法に入出国していた リオネル・デュモン(時事)

国際テロ対策

政府における取組

政府は、これまでも、出入国管理、テロ関連情報の収集・ 分析、ハイジャック等の防止、NBCテロ等への対処、 国内重要施設の警戒警備、テロ資金対策等の様々な面で 所要の措置を講じてきました。

こうした中、在アルジェリア邦人に対するテロ事件が 発生したことを踏まえ、同事件に際しての政府の対応に ついて検証を行うとともに、テロ等の緊急事態に関し、 在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する政



在アルジェリア邦人に対するテロ事件の 対応に関する検証委員会(時事)

府の対策を取りまとめることとなりました。内閣官房長官を委員長とし、**在アルジェリア邦人 に対するテロ事件の対応に関する検証委員会**が設置され、また、民間の有識者による会議においても様々な提言がなされました。

平成25年2月に取りまとめられた報告書では、事態発生時の政府の初動対応、情報収集活動の在り方、関係省庁間の連携、平素からの在留邦人等に対する支援、関係国との連携、被害者対応、国民への情報発信といった分野における課題が抽出され、政府として真摯かつ着実に推進していくこととされました。これを踏まえ、官民連携・協力の抜本的強化策に関し、**海外安全対策に係る官民集中セミナー**が、外務省、内閣官房、警察庁等によって共催され、中東・北アフリカ地域等で活動する日本企業等の参加を得て、情報収集の在り方、危機管理、安全対策等について活発な議論が交わされました。

(注) NBCテロとは、核 (Nuclear)、生物 (Biological)、化学 (Chemical) 物質を使用したテロの総称。

警察における取組

■ 情報収集・捜査と情報発信

国際テロ対策の要諦はその**未然防止**にあるため、幅広く情報を収集し、それを的確に分析して諸対策に活用することが不可欠です。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的であることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められます。そこで、警察では、外国治安情報機関等と緊密に連携してテロ関連情報の収集・分析を強化しているほか、その分析結果を重要施設の警戒警備を始めとした諸対策に活用しています。

また、グローバル化の進展に伴い、海外における邦人の安全対策の強化の必要性が指摘されています。警察では、職員を**海外安全対策会議**(公益財団法人公共政策調査会等が、5年以降、毎年1回、海外主要都市で在留邦人の安全対策のために開催する会議)にパネリストとして派遣し、国際テロ情勢や在留邦人が講ずべき安全対策等を教示するなど情報発信の強化に努めています。

\blacksquare TRT-2

警察庁では、8年の在ペルー日本国大使公邸占拠事件の教訓を踏まえ、国際テロ緊急展開チーム(TRT)を設置しました。国外で邦人や我が国の権益に関係する重大テロ事件が発生した際に、同チームを派遣し、現地治安機関と緊密に連携しつつ、情報収集や人質交渉等の捜査活動支援を行ってきました。

16年8月、様々な状況により的確に対処するた

国際テロリズム緊急展開班 (TRT-2) (接査、人質交渉、経識の専門家等で構成)

デロ等突発事案
発生現場 情報収集
接査支援

国際テロリズム緊急展開班 (TRT-2) の派遣例

2004年 (16年) 9月 インドネシア・ジャカルタにおける
オーストラリア大使館前爆弾テロ事件

2004年 (16年) 10月 イラクにおける邦人人質殺害事件

2005年 (17年) 10月 インドネシア・バリ島における
同時多発テロ事件

2013年 (25年) 1月 在アルジェリア邦人に対するテロ事件

め、従来のTRTを発展的に改組し、現地治安機関に対してより広範囲の支援活動を行う能力を持つ**国際テロリズム緊急展開班(TRT-2)**を発足させました。

最近では、25年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件に際して、TRT-2 を現地に派遣しました。派遣されたTRT-2は、平素から構築してきた外国治安情報機関等との協力関係を活用し、アルジェリア当局や現地に派遣された外国治安情報機関等の関係者と緊密に連携しつつ、事件の発生状況や邦人の安否等に関する情報を収集しました。また、在アルジェリア日本国大使館と共に、関係国から派遣された専門家と協力して、犠牲者の身元確認に従事しました。

警察では、今回の事件の対応を踏まえ、TRT-2要員に対する数次旅券の発給、事態対処能力向上のための装備・訓練の充実、指揮体制の強化、派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成等を図るなど、TRT-2派遣体制の充実・強化に向けた取組を推進しています。

■ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するには、世界各国の連携・協力が必要であることから、G8や国際連合等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察機関相互間等で諸対策に関する活発な議論がなされています。警察庁も、これら国際会議に積極的に参加しています。

また、警察庁では、例年、国際協力機構(JICA)との共催により**国際テロ事件捜査** セミナーを開催しており、世界各国から招



G8ローマ/リヨン・グループ関連会合 (1月、ワシントンD.C.)

へいしたテロ対策実務担当者に対し、テロ事件の捜査技術に関するノウハウの提供を行っています。その他、テロ対策に関する地域協力を推進するため、例年、地域テロ対策協議を開催しており、25年6月には、東南アジア諸国からテロ対策担当者を招へいし、国際テロ情勢に関する情報交換を行いました。

■ 官民一体の日本型テロ対策

警察は、各種国際テロ対策を推進していますが、テロを未然に防止するためには、警察の力だけでは十分ではありません。そこで、警察に加えて、民間事業者、地域住民等と緊密に連携して行う**官民一体の日本型テロ対策**を広く全国で推進することが必要不可欠です。例えば、警視庁では、関係行政機関と民間事業者が連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生



テロ対策東京パートナーシップ推進会議

時における協同対処体制の整備等を推進するために、「**テロ対策東京パートナーシップ**」を構築しています。

また、爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター等において購入が可能な 状況にあります。近年、我が国においても、**市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生** しています。

このため、警察では、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省に対し、爆発物の原料となり得る化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請しています。 化学物質の**販売事業者に対して、継続的に個別訪問**を行い、啓発ポスター・チラシを配布するなどして、販売時における本人確認の徹底、不審な購入者に関する情報の通報等を要請しています。また、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定して体験型の訓練(ロールプレイング型訓練)を実施しています。さらに、インターネットを利用した通信販売は**非対面**で行われることから、通信販売事業者に対しては、身分証の写しの郵送による本人確認、販売台帳や配送伝票の保存等を行うよう依頼しています。

これらの取組を行うに当たっては、 化学物質の管理に関係する機関や団体 とも緊密に連携することが不可欠であ り、爆弾テロの未然防止を目的とした 協議会を設置するなど、不審な購入事 例に関する情報の共有を進めています。

このほかにも、旅館、インターネットカフェ、レンタカー業者等に対して、 国際テロ情勢、不審者来店時の対応要 領等について説明するなど緊密に連携 して、テロ等違法行為の未然防止に努 めています。



薬剤師会でのテロ対策の説明状況

日本赤軍・「よど号」グループ

日本赤軍

日本赤軍は、平成12年に最高幹部の 重信房子(22年8月、懲役20年が確定) が逮捕された後、13年4月、同人による獄中からの日本赤軍「解散」宣言を 受け、5月には、組織としても「解散」 の決定を表明しましたが、その後もムーブメント連帯という名称で活動を継 続しています。レバノンに亡命中の**岡** 本公三を含む7人の構成員が依然として逃亡中であり、武装闘争路線を放棄



していないことから、その危険性に変わりはありません。

警察では、今後とも、逃亡中の構成員の早期発見・逮捕に向け、関係機関と連携し情報収集を強化します。

「よど号」 グループ

昭和45年3月、田宮高磨(故人) **69** 人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国しました。この「よど号」犯人9人のうち、現在北朝鮮に残留しているのは、小西隆裕65人とみられています(うち岡本武については死亡説もありますが、真偽は不明です。)。

また、「よど号」 グループが**日本人拉致**



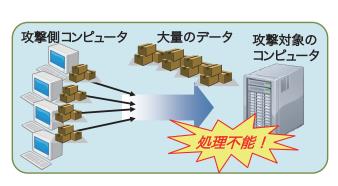
に深く関与していたことが明らかとなっています。警察は、**魚本**(旧姓・**安部**)**公博**ほか2人について、それぞれ結婚目的誘拐容疑で逮捕状を取得し、国際手配を行っています。「よど号」グループは、政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡し要求を撤回するとともに、帰国をめぐる話合いに応じるよう要求しています。

サイバー攻撃

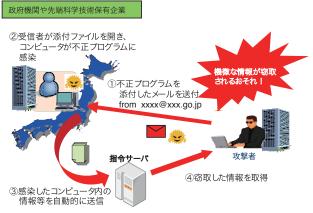
情勢

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しています。重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまうサイバーテロや、情報通信技術を用いた。課報活動であるサイバーインテリジェンスの脅威は、国の治安、安全保障、危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっています。サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向がある、③国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国においても、サイバー空間の脅威に対する対処能力の強化が求められています。

サイバー攻撃の手口としては、攻撃対象のコンピュータに複数のコンピュータから一斉に大量のデータを送信して負荷を掛けるなどして、そのコンピュータによるサービスの提供を不可能にする**DDoS攻撃**や、セキュリティ上のぜい弱性を悪用してコンピュータに不正に侵入し、又は不正プログラムに感染させることなどにより、管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令する手法等があります。不正プログラムに感染させる手口として、業務に関連した正当な電子メールを装い、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付した電子メール(標的型メール)を送信し、受信者のコンピュータを不正プログラムに感染させる標的型メール攻撃があり、我が国においても多数発生しています。



DDoS攻撃



標的型メール攻撃

近年、標的のコンピュータに不正プログラムを感染させる手口の巧妙化が進んでいます。例 えば、標的型メール攻撃については、多数の送信先に同一の文面及び不正プログラムを添付し たメールを一斉に送信する「**ばらまき型」**の攻撃件数が減少する一方で、業務等に関係する内 容を装って複数回にわたりメールのやり取りを行い、標的を信用させた後に不正プログラムを 添付したメールを送信する「**やり取り型」**の攻撃件数が増加しています。

また、受信者に不正プログラムを実行させるため、一般的な文書ファイルや画像ファイルに 偽装したものが増加しています。こうした標的型メール攻撃のほか、標的が頻繁に閲覧するウェブサイトに不正プログラムを蔵置し、標的がウェブサイトの閲覧に使用したコンピュータを 不正プログラムに感染させる、「水飲み場型攻撃」と呼ばれる手口も出現しています。

【事例1】農林水産省における情報流出事案(25年1月判明)

農林水産省のコンピュータが不正プログラムに感染し、平成23年から24年までの間、TPP 交渉に関係するものを含む内部文書等が外部に流出した可能性があることが、25年1月に報じられました。その後、同年5月には、同省が設置した第三者委員会の中間報告において、24年1月から4月までに5台のパソコンから124点の文書が流出した痕跡が確認されたことなどが発表されました。

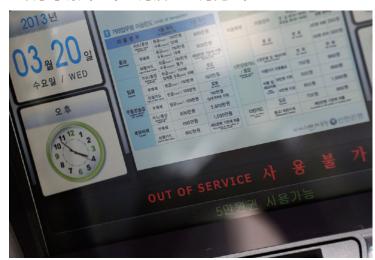
【事例2】宇宙航空研究開発機構における情報流出事案(25年4月発生)

4月、宇宙航空研究開発機構(JAXA)が管理するサーバが不正アクセスを受け、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機「こうのとり」の運用準備に係る技術情報並びに関係者の個人メールアドレス等が流出したことが JAXAの調査により明らかになりました。

【事例3】韓国の銀行等に対するサイバー攻撃事案(25年3月及び6月発生)

韓国では、3月、複数の金融機関及び放送局において、不正プログラムが同時多発的に作動し、数万台に及ぶコンピュータが機能不全を起こしました。その結果、ATMやオンラインバンキングが停止したほか、ニュース原稿の作成や編集作業に影響が生じ、社会経済活動に大きな影響が生じました。

また、6月には複数の政府機関等のウェブサイトが、改ざん及びDD o S攻撃の被害を受けたほか、政府関係者等の個人情報が流出しました。



機能不全を起こした韓国金融機関のATM (ロイター/アフロ)

これらの事案について、韓国政府は北朝鮮の関与を指摘しています。

対 策

■ サイバー攻撃への対処態勢

サイバー攻撃事案が発生した場合、警察は、どのような攻撃が行われたのかを明らかにし、

被害を最小限にとどめ、被疑者を 追跡するとともに、国民の平穏な 社会生活を取り戻さなければなり ません。そのために、次の事項を 柱とした対応をとっています。

- 被害状況の早期把握
- 証拠資料の保全
- 被害拡大の防止
- 〇 再発防止
- 事件捜査

このため、警察では、警察庁や 都道府県警察にサイバー攻撃対策 を担当する組織を設置しており、



サイバー攻撃分析センター発足式

サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等の総合的なサイバー攻撃対策を推進しています。 警察庁には、**サイバー攻撃対策官**を設置しており、都道府県警察が行う捜査に対する指導・ 調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たっています。また、サイバー攻撃対策 官を長とする**サイバー攻撃分析センター**を設置し、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析機能 を強化しています。

都道府県警察には、警備部門、生活安全部門及び情報通信部門の職員により構成されるサイバー攻撃対策プロジェクトを設置しており、組織が一体となって対策を行っています。また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在している13都道府県警察には、サイバー攻撃特別捜査隊を設置しています。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を生かし、設置された都道府県だけでなく、他県警察に対する支援を行うことにより、全国で発生し得るサイバー攻撃事案に対する対処能力の向上を図っています。また、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしています。

さらに、警察では、サイバーテロへの対処態勢を強化するために、各種訓練に取り組んでいます。25年は、銀行のシステムがサイバー攻撃を受けたとの想定の下、初動対処のための机上訓練を全国の都道府県警察において実施しました。

▶ 被害の未然防止・拡大防止のための技術的支援

▶ サイバー攻撃に係る技術情報の調査・収集・分析



サイバー攻撃対策の推進体制

■ サイバー攻撃の実態解明

民間の技術を捜査に活用

民間事業者等との連携による未然防止対策

▶ サイバー攻撃の捜査

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータや不正プログラムを解析するなどして、攻撃者及び手口に係る実態解明を進めています。また、外国治安情報機関との情報交換を行うとともに、国際刑事警察機構(ICPO)を通じるなどして、海外の捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進しています。

■ 予兆把握と技術的対処

(1) サイバーフォース

警察では、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁情報通信局、各管区警察局及び各都道府県(方面)の情報通信部に、技術部隊であるサイバーフォースを設置し、都道府県警察に対する技術支援を行っています。

また、警察庁のサイバーフォースは、**サイバーフォースセンター**として全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時には緊急対処への技術支援の拠点として機能するほか、サイバー攻撃の予兆・実態把握を24時間体制で行うとともに、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析を実施し、把握した情報や分析結果を都道府県警察の捜査員や重要インフラ事業者等に提供しています。

(2) リアルタイム検知ネットワークシステム

サイバーフォースセンターでは、インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス情報等を集約・分析することで、DoS攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするリアルタイム検知ネットワークシステムを24時間体制で運用しています。26年1月には、情報の集約・分析能力の一層の強化を図るため、同システムの更新・高度化を行いました。このシステムで検知した情報を集約し、分析した結果を、重要インフラ事業者等への情報提供に活用しています。



サイバーフォースセンター

(3) インターネット利用者への情報提供

警察庁では、警察庁セキュリティポータルサイト「**@police**」(http://www.npa.go.jp/cyberpolice/)を開設し、各種プログラムのぜい弱性や不正プログラムに関する情報等を公開しているほか、インターネット観測結果等の情報セキュリティの向上に資する情報を提供しています。

【事例】ウェブサイト改ざん事案の多発に係る注意喚起

25年1月以降、重要インフラ事業者等のウェブサイトに係る改ざん事案が多発しました。改 ざんされたウェブサイトを閲覧するだけで不正プログラムに感染する可能性があることから、 ウェブサイトの改ざん防止及び不正プログラムの感染防止のための推奨対策について「@ police」で広報し、注意喚起を行いました。

■ 民間事業者等との連携による被害の未然防止

(1) 重要インフラ事業者等との連携

警察では、重要インフラ事業者等に対する個別訪問を実施し、サイバーテロの脅威や情報セ

キュリティに関する情報の提供を行うとともに、事 案発生時における警察への速報を要請するなどして います。また、警察及び重要インフラ事業者等で構 成される**サイバーテロ対策協議会**を全ての都道府県 に設置し、官民相互の情報共有に努めています。さ らに、重要インフラ事業者等とサイバー攻撃の発生 を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上 に努めています。



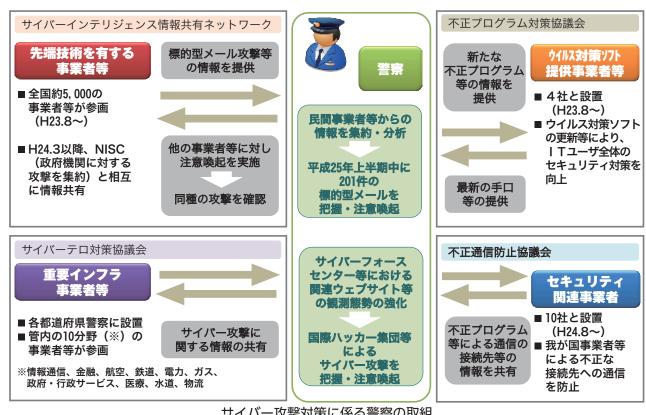
サイバーテロ対策協議会

(2) 先端技術を有する事業者等との連携

情報窃取の標的となるおそれのある約5.000の先端技術を有する事業者等との間でサイバー インテリジェンス情報共有ネットワークを構築し、サイバー攻撃に関する情報を集約するとと もに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、分析の結果 を事業者等に提供するなどして注意喚起等を実施しています。

ウイルス対策ソフト提供事業者、セキュリティ関連事業者等との連携

警察とウイルス対策ソフト提供事業者等から成る**不正プログラム対策協議会**を設置し、警察 が把握した不正プログラム対策に係る情報共有を行うとともに、警察とセキュリティ関連事業 者から成る**サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会**を設置し、我が国の事 業者等が不正な接続先に通信を行うことの防止を図るなど、官民連携した諸対策を推進してい ます。



サイバー攻撃対策に係る警察の取組

北朝鮮の対日諸工作

情勢

平成25年1月、金正恩国防委員会第一委員 長は、北朝鮮の最高指導者としては19年ぶりに、 「新年の辞」を肉声で発表し、これまでの北朝鮮 による「人工衛星」と称するミサイル発射の正 当性と成果を強調しました。また、北朝鮮は2 月12日、同日実施した3回目の核実験が成功し たことを内外に発表しました。

3月には、朝鮮労働党中央委員会全員会議を 開催し、「経済建設」と「核武力建設」を並行し



「新年の辞」を読み上げる金正恩第一委員長 (共同)

て推進する「新たな並進路線」に関する決定書を満場一致で採択したほか、核武力について「質・量的に拡大、強化する」と表明するなど、**軍事力を強化しながら経済的な発展を目指すとの政策**を示しました。さらに、「祖国解放戦争勝利60周年」(7月27日)や「共和国創建65周年」(9月9日)に際して閲兵式を開催し、従前からの軍事力強化の方針を堅持していることを内外にアピールしています。

こうした中、北朝鮮は3月から4月にかけて、 国連安全保障理事会による制裁決議や米韓合同 軍事演習に反発し、朝鮮人民軍最高司令部報道 官声明で「朝鮮停戦協定を完全に白紙化する」 と表明するなど、軍事行動に及ぶ可能性を示唆 することで、朝鮮半島の緊張状態を高めました。 5月以降は、4月まで発していた政府機関によ る挑発的な内容の声明等を抑制し、6月には国 防委員会報道官による重大談話を発表して、米 国に対し高官級会談の開催を提案するなど、挑



「祖国解放戦争勝利60周年」の閲兵式で観覧者に答 礼する金正恩第一委員長(時事)

発的な姿勢から対話を呼び掛ける姿勢に転じました。

ただし、北朝鮮は、対話の実現が困難と判断した場合には、再び緊張状態を高めることが予想されるとともに、12月に金正恩第一委員長の後見人とされていた**張成沢党行政部長が粛清**されたことで体制が不安定化する可能性についても否定できません。

一方、朝鮮総聯は、朝鮮総聯中央本部の土地・建物が競売手続中であるなど厳しい情勢の中で、 金正恩第一委員長が朝鮮総聯の活動家等に送った祝賀文等の内容を会議等で伝達したほか、北 朝鮮の記念日等に合わせて訪朝団を派遣するなど、北朝鮮及び金正恩第一委員長に対する忠誠 心の高揚を組織的に図っており、**朝鮮総聯が依然として北朝鮮に従属する組織**であることを鮮 明にしています。

対日諸工作

北朝鮮は25年中、「労働新聞」等の公式メディアを通じ、我が国の安倍首相を名指しで批判するなど、戦争中の「犯罪」に対する補償や謝罪といった「過去の清算」を繰り返し要求しました。一方で、北朝鮮に埋葬された残留日本人の遺骨返還問題等に関して、民間団体による墓参りや現地調査のための訪朝を継続して受け入れるなど、対北朝鮮措置の解除等に向けた硬軟織り交ぜた駆け引きを展開しました。

また、朝鮮総聯は、高校授業料無償化の対象から朝鮮学校が除外されたことや、朝鮮学校への補助金支給を見送る自治体が増加していることに関して、その不当性を訴える街頭宣伝や、国会議員、地方議員、自治体等に対する要請行動等を展開し、集会やデモにおいて著名人の参加や支援意見の発表を得るなど、**朝鮮総聯の活動に対する支援等に向けた働き掛け**を展開しました。

25年1月には、大阪府警察が、戦後52件目となる北朝鮮工作員事件を検挙しました。本事件では、被疑者が、アメリカの調査会社が著作権を有する軍事関係情報に関するデータを不正に複製した上、北朝鮮の軍関係者と思われる人物に提供するなどの工作活動を行っていたことが判明しました。

対北朝鮮措置

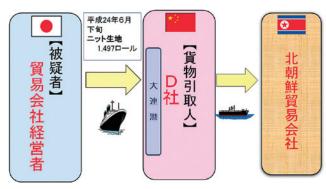
政府は、18年10月以降、北朝鮮に係る輸出入等に対し、各種措置を講じています。同月に北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入が禁止されたほか、同年11月からは北朝鮮向けの奢侈品(ぜいたく品)の輸出が、21年6月からは北朝鮮向けの全ての貨物の輸出がそれぞれ禁止されています。

警察では、これらの措置に係る違法行為をこれまで30件検挙しており、25年中には、中古自動車を韓国及び中国経由で北朝鮮に不正に輸出した事件等**5件を検挙**しました。今後とも、こうした違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしています。

〈主な検挙事例〉

○ 貿易会社経営者がニット生地を中国経由で北朝鮮に不正に輸出した外為法違反事件(2月、大阪)

北朝鮮向けニット生地不正輸出事件



- 貿易会社役員が**中古タイヤ**を**中国経由**で北朝鮮に不正に輸出した外為法違反事件(11月、 福岡、山口、北海道及び福島)
- 貿易会社役員らが**冷凍鱈**を北朝鮮に不正に輸出した外為法違反事件(11月、警視庁、青森、 鹿児島及び第七管区・第十管区海上保安本部)

北朝鮮による拉致容疑事案

金正日国防委員長は、14年9月に行われた日朝首脳会談において、日本人拉致問題について、「特殊機関の一部の盲動主義者らが、英雄主義に走ってかかる行為を行ってきたと考えている」との認識を示して**謝罪**し、同年10月には、5人の拉致被害者が帰国しました。

日本人拉致の主要な目的は、**北朝鮮工作員が日本人のごとく振る舞うことができるようにするための教育を行わせること**や、**北朝鮮工作員が日本に潜入して、拉致した者になりすまして活動できるようにすること**などであるとみられます。

警察は、これまでに、日本人拉致容疑事案12件17人及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件2名の計13件19人を北朝鮮による拉致容疑事案と判断し、北朝鮮工作員等、拉致に関与した8件11人の逮捕状の発付を得て国際手配を行っています。また、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案についても、関係機関と緊密な連携を図りつつ、徹底した捜査や調査を進めているところですが、同事案の真相解明に向けた取組を更に強化するため、25年3月、警察庁警備局外事情報部外事課に「特別指導班」を設置し、都道府県警察に対する指導を強化しました。また、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に備え、御家族等からのDNA型鑑定資料の採取を実施しています。

さらに、同事案の多くは発生から相当の年数を経過していることから、広く国民からの情報 提供を求めるため、6月から、家族の同意が得られたものについては、「警察庁重点情報収集事 案」として、事案の概要等を都道府県警察のウェブサイトに掲載しているほか、9月からは警 察庁のウェブサイトにも家族から同意を得られた行方不明者の一覧表を掲載し、各都道府県警 察のウェブサイトに掲載されている情報にアクセスできるようリンクさせています。また、海 難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を強化して、捜査・調査を 行っています。これらに加え、拉致問題啓発ポスターを全国の警察施設に掲出するなど、様々 な広報啓発活動も実施しています。

		発生時期	被害者※()内は、当時の年齢	発生場所	国際手配被疑者
	1	昭和49年6月	高敬美さん (7)、髙剛さん (3)	福井県小浜市	洪寿惠こと木下陽子
	2	昭和52年9月	久米 ^{ぬたか} 名さん (52)	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	金世鎬
	3	昭和52年10月	松本 京子さん (29)	鳥取県米子市	
北	4	昭和52年11月	横田 めぐみさん (13)	新潟県新潟市	
北 朝 鮮	5	昭和53年6月頃	田中 実さん (28)	兵庫県神戸市	
鮮	6	昭和53年6月頃	田口 八重子さん (22)	不明	
に	7	昭和53年7月	地村 保志さん (23) H14.10帰国 地村 (旧姓: 濵本) 富貴惠さん (23) H14.10帰国	福井県小浜市	辛光洙
よる拉致容疑事案	8	昭和53年7月	連池 薫さん (20) H14.10帰国 連池 (旧姓: 奥土) 祐木子さん (22) H14.10帰国	新潟県柏崎市	通称チェ・スンチョル 通称ハン・クムニョン 通称キム・ナムジン
容疑	9	昭和53年8月	市川 修一さん (23) 増元 るみ子さん (24)	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	
事案	10	昭和53年8月	曽我 ひとみさん (19) H14.10帰国 曽我 ミヨシさん (46)	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	通称キム・ミョンスク
	11	昭和55年5月頃	石岡 ^{ちさる} (22) 松木 薫さん (26)	欧州	森順子 若林 (旧姓:黒田) 佐喜子
	12	昭和55年6月	原 軟晃さん (43)	宮崎県宮崎市	辛光洙 金吉旭
	13	昭和58年7月頃	有本 恵子さん (23)	欧州	魚本 (旧姓:安部) 公博

中国の対日諸工作

情勢

平成25年3月5日から17日までの間、日本の国会に当たる第12期全国人民代表大会第1回会議が北京で開催され、習近平国家主席及び李克強が首相が選出されました。

これにより**習近平国家主席は、党(中国共産 党総書記)・軍(中国共産党中央軍事委員会主席)・国家(国家主席)の三権を掌握**し、名実ともに中国の最高指導者となりました。

4月には、2年ぶりに発表した国防白書に、 「海洋権益を断固守ることは人民解放軍の重要



習近平国家主席(写真左)と李克強首相(共同)

な職責である」と明記して、**軍が海洋権益確保に向け積極的に関 与する**方針を示しました。また、11月23日、中国国防省は、事前通 告なく侵入した航空機等に対して、戦闘機の緊急発進を行う判断 基準となる「防空識別圏」を東シナ海に設定し、同日から施行し たと発表しました。中国が設定した防空識別圏は、尖閣諸島上空 等、日本の防空識別圏と重なる部分があり、自衛隊機と中国機と の衝突等、不測の事態が懸念されています。このように中国軍は、 東シナ海における権益の確保のため、日本に対する強硬姿勢を強 めています。

また、中国では、都市と地方の収入格差や官僚の汚職・腐敗に加え、環境汚染や土地収用・家屋立ち退き等、**生活に密着する問題**に不満を持つ国民によるデモが多発しています。チベット族、



日本と中国の防空識別圏 (共同)

ウイグル族等に係る**少数民族問題**も存在しており、中国治安当局とウイグル族との衝突では、 多数の死傷者が出ました。

このような情勢の中、11月9日から12日までの間、北京で開催された、中国共産党の今後の政策方針を決める重大会議である中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会)では、経済、政治、社会等、幅広い分野に関して改革を深化する方針が示されました。



土地収用をめぐる住民の抗議デモ (ロイター/アフロ)

第3章 外事情勢

尖閣諸島をめぐる対応

24年9月11日、日本政府が尖閣3島(魚釣島・ 北小島・南小島)を取得・保有して以降、中国 は尖閣諸島周辺海域への公船の派遣を常態化さ せ、接続水域への入域や領海侵入を繰り返して いるほか、海軍艦艇や戦闘機を日本領域に接近 させるなどしています。また、25年7月、中国は、 海上法執行機関を統合して「中国海警局」を発 足させ、指揮命令系統を強化しました。

中国は、「尖閣諸島海域での巡視・法執行の常態化を堅持する」との方針を表明しており、 尖閣諸島周辺に公船を派遣し、領海侵入を繰り 返すなど強硬な姿勢を示すことで、「常態化」の 既成事実を積み上げ、**日本による尖閣諸島の実 効支配を崩す狙い**があるものとみられます。

警察は、海上保安庁等の関係機関と連携し、 情勢に応じて部隊を現場海域に派遣するなどして、不測の事態に備えています。



尖閣諸島警備に派遣される警察部隊



巡視船 (奥) と中国海警局公船 「海警」 (海上保安庁提供)

対日諸工作

24年5月、警視庁が、**中国大使館の元一等書記官**を被疑者とする公正証書原本不実記載・同行使及び外国人登録法違反事件を、東京地方検察庁に送致しました。

元一等書記官に関しては、農林水産大臣が国会に提出した資料から、農林水産大臣、副大臣 等が出席する研究会に参加していた事実が確認されたほか、農林水産副大臣等に対し、首相の 訪中時の首脳会談において、**日中農業分野交流の促進を議題として提案するよう働き掛けてい** たことが明らかとなりました。

中国は、**諸外国において多様な情報収集活動**を行っていることが明らかになっていますが、 我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等 を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っており、その情報収集活 動の対象は、中国国内で社会問題となっている省エネ、環境、農業、医療等の民生分野にも拡大 しているものとみられます。

このほか、中国は、**我が国の各界各層に対する働き掛け**を行うなどの対日諸工作を行っているものとみられます。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした諸工作に関する情報収集・ 分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしています。

ロシアの対日諸工作

情勢

平成25年4月、安倍首相は、日本の首相として10年ぶりにロシアを公式訪問し、プーチン大統領とクレムリンで首脳会談を行いました。

両首脳は、今後、日口間の平和条約の締結へ向け、北方領土問題の解決策を探る交渉を加速させる方針で一致しました。また、6月のG8、9月のG20及び10月のAPECにおいて、日口首脳会談



北方領土 (朝日新聞社)

を開催したほか、11月には、東京で初の外務・防衛閣僚協議(「2+2」)を開催し、今後、テロ・海賊対処や防衛交流等で協力を進めることで一致しました。

その一方で、2月及び8月には、ロシア軍用機が我が国の領空域内を侵犯したほか、ロシア 海軍のミサイル駆逐艦等が北海道の宗谷海峡を通過するなど、**我が国周辺におけるロシア軍の 活動は、依然として活発に行われています**。

活発なロシアの情報収集活動

25年7月、ドイツ裁判所は、他人になりすましてドイツに入国し、ドイツ国内において23年

間にわたり、ロシアのスパイとして活動していた夫婦に禁錮刑を言い渡しました。

このように、依然としてロシア 情報機関による違法な情報収集活 動が活発に行われている実態が明 らかになっています。

我が国でもロシア情報機関員は、活発に情報収集活動を行っており、20年には内閣情報調査室の職員から情報の入手を図った事件を検挙しています。

警察としては、こうしたロシア

近年の我が国におけるロシアのスパイ事件

「ロシア情報機関員とみられる在日ロシア通商代表 部員は、日本人会社員Aから、その勤務する会社の先端技術に関する秘密情報等を不正に入手し、その報酬として日本人会社員Aに約100万円を支払っていた。

「ロシア情報機関員とみられる在日ロシア通商代表 部員と日本人会社員Bは、共謀して、日本人会社員Bが勤務する会社から、社外秘光学機器を窃取した。

「ロシア情報機関員とみられる在日ロシア連邦大使館員は、内閣事務官を唆し、同事務官から内閣情報調査室の秘密を入手し、現金10万円の賄賂を支払った。

情報機関員による違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることのないよう、今後も厳正な取締りを行うこととしています。

第3章 外事情勢

大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

国際的な取組

平成25年5月、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイルやその関 連物資の拡散を阻止するため、各国がその移転や輸送を阻止する措置を検討・実践する国際的 な取組み (PSI:Proliferation Security Initiative) の創立10周年を記念するハイレベル政 治会合が、ポーランドのワルシャワで開催されました。この政治会合には、我が国を含む72か 国が参加し、PSI訓練をローテーションで行うことなど、より活発にPSIの活動を実施し ていく必要性を強調する共同声明等が発出されました。

警察は、NBCテロ対応専門部隊を派遣して訓練に参加するなど、PSIに積極的に参画し ています。

違法行為の取締り

警察は、大量破壊兵器の拡散が国際安 全保障上の重大な関心事項となっている ことを踏まえ、大量破壊兵器関連物資等 の不正輸出の取締りを積極的に推進して います。

25年中には、中国及びドイツ向けライ フルスコープ (武器の附属品) 不正輸出 事件を検挙しました。

警察がこれまでに検挙した事件をみる と、第三国を経由した迂回輸出や摘発逃 れを目的とした輸出名義人の偽装等の実 態が確認されるなど、犯罪の手口は、今 後更に悪質・巧妙化していくとみられま す。

警察では、国内外の諸情勢を的確に把 握・分析し、関係機関との緊密な情報交 換を行うことなどにより、大量破壊兵器 関連物資等の不正輸出の取締りを強化し ていくこととしています。

光学機器製造販売会社【被疑法人】 平成20年12月上旬 ライフルスコーブ D計

平成21年7月下旬

ライフルスコープ

ケース、バッグ等

武器附属品 (ライフルスコープ) の不正輸出事件



押収されたライフルスコープ(2月、埼玉)

不法入国·不法滞在

我が国に存在する不法残留者は、平成25年1月1日現在で、約6万2,000人とされており、前年同時期(24年1月1日)に比べ、約5,000人減少しています。最近の傾向として、不法滞在者の居住先や稼働先が小口化していることなどが挙げられます。また、店舗等の出入口付近に監視カメラを設置するなど、摘発を免れる対策を講じていた例もありました。

警察では、入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に実施した結果、25年中における 出入国管理及び難民認定法(入管法)違反で検挙し送致した人員と入管法第65条に基づき入国 警備官へ引き渡した人員の合計は、3.478人となりました。

また、12月10日には、『「世界一安全な日本 | 創造戦略』が閣議決定され、戦略の一つとして「不

法滞在対策、偽装滞在対策等の推進」が盛り込まれました。

これを踏まえ警察は今後とも、入国 管理局との合同摘発を積極的に実施す るとともに、関係機関と緊密に連携し、 不法滞在者の摘発を始め、不法滞在や 偽装滞在を助長する集団密航、旅券・ 在留カード等の偽変造、地下銀行、偽 装結婚等に係る犯罪に対する取締りを 強化することとしています。



合同摘発の状況(2月、神奈川)

不法滞在者の居住先や稼働先が小口化してきており、1か 所当たりの被摘発者数が減少してきています。



在留カード (見本)



偽造在留カード(11月、山□)

在留カード (見本) と押収した偽造在留カード

偽造在留カードに関する事件検挙が増加傾向にあり、偽造在留カードが全国的に出回っていることが懸念されます。

第4章 公安情勢

右翼等

抗議行動

右翼は、領土問題を始め、憲法問題、歴史認識問題、 皇室問題等を捉え、街頭宣伝活動を始めとする抗議行動に活発に取り組みました。

特に、平成25年1月、東シナ海の公海上において、中国海軍艦艇が海上自衛隊護衛艦に火器管制レーダーを照射したことや、中国公船が尖閣諸島周辺において常態的に領海侵入していることなどを捉え、中国政府等の対応を強く批判しました。



抗議行動を行う右翼団体(8月、東京)

右翼は、今後も国内外の諸問題を捉え、抗議行動を執拗に行うものとみられ、その過程で**テ口等重大事件を引き起こすおそれ**があります。

街頭宣伝活動

一部の右翼は、街頭宣伝車を用いた大音量で執拗な 街頭宣伝活動により、騒音被害や交通渋滞を引き起こ すなど、市民生活の平穏を害しています。25年中、「糾 弾街頭宣伝活動」の対象となった企業は**約190社**に上 り、企業側は、民事保全法に基づき街頭宣伝活動を制 限する仮処分を裁判所に申し立てるなどの対処をして います。右翼は、今後も市民生活の平穏を害する**悪質**



街頭宣伝活動を行う右翼団体(8月、神奈川)

な街頭宣伝活動を展開するとともに、取締りや仮処分命令を免れるため、その手法を一層巧妙 化させるものとみられます。

違法行為の検挙

■ テロ等重大事件の未然防止

25年中、オウム真理教主流派(「Aleph (アレフ)」)の 拠点施設(足立入谷施設)に突入し、同施設建物等を 損壊した「オウム真理教足立入谷施設に対する街宣車 突入事件」(11月、警視庁)が発生し、**右翼団体代表1 人を逮捕**しました。また、警察は、右翼によるテロ等 重大事件を未然に防止するため、事件情報の収集・分



オウム真理教施設車両突入事件(11月、東京)

析を推進し、拳銃等の銃器摘発に努めた結果、右翼及びその周辺者から拳銃4丁を押収しました。

■ 右翼による違法行為の取締り

25年中の**右翼による違法行為 (右翼関係事件)** の検挙件数・人員は、**1,583件1,643人**でしたが、 これらの検挙事件のうち**、資金獲得を目的とした恐喝事件**等の悪質な犯罪の検挙は、289件323 人に上り、道路交通法違反を除く全検挙件数(674件)の約42.9%を占め、悪質な資金源犯罪が 依然として後を絶ちません。また、市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、 その内容や形態を捉え、暴騒音条例違反や静穏保持法違反等を適用し、27件32人を検挙しました。 警察としては、引き続き、右翼による違法行為に対して、徹底した取締りを行うこととして います。

右派系市民グループをめぐる動向

極端な民族主義・排外主義的主張に基 づき活動するいわゆる右派系市民グルー プは、韓国、北朝鮮、中国の近隣3か国・ 地域及びこれら国・地域をめぐる動向に 対応する日本政府等に対して抗議行動に 取り組みました。特に、東京や大阪の在 日韓国・朝鮮人が多く居住する地区等に おいて、一部の過激な参加者が人種差別 的・排外主義的な街頭盲伝活動を行って いることが、いわゆるヘイトスピーチ問 題として社会の注目を集めました。



抗する反対勢力も出現しました。これらの反対勢力はインターネットで賛同者を集め、「カウン ター」と称する対抗行動に取り組み、その一部は抗議行動を過激化させています。特に、25年6



反対勢力の抗議行動(8月、東京)

月に都内で行われたデモに際しては、右 派系市民グループと反対勢力との間で暴 行事件が発生し、合計8人が逮捕される 事態に発展しました。今後、右派系市民 グループは、国内外の諸問題を捉え、デ モ等により自らの主義主張を訴えるもの とみられ、その過程で、反対勢力との間 で違法行為の発生が懸念されるところで す。

警察は、必要な警備を実施するととも に、違法行為を認知した際には厳正に対 処していくこととしています。

第4章 公安情勢

過激派

革マル派

草マル派は、平成25年も、労働運動や大衆運動に 取り組み、組織の維持・拡大を図りました。

同派は、2月10日に開催した「革共同政治集会」において、結成50周年を大々的にアピールし、会場ロビー内に「同志黒田の思索と探究の世界」と題する特別展示を行い、遺品を展示するなど、改めて、黒田寛一前議長(故人)の「遺志継承」と更なる「組織建設」を訴えました。

労働運動では、労働組合が主催する定期大会等会場周辺に活動家を動員し、その労組指導部を批判するビラを配布するなどして、同調者の獲得を図りました。

大衆運動では、安倍政権が進める諸施策に反対し、 「政権打倒」を主張する独自の集会やデモに取り組みました。また、オスプレイの追加配備、日米共同 訓練の実施や特定秘密保護法制定等を捉えて開催された集会、デモ等に活動家を動員し、参加者にビラ を配布したり、のぼりやプラカードを掲出して自派 の主張を展開し、同調者の獲得を図りました。

革マル派が相当浸透しているとみられる J R 総連及び J R 東労組は、同派創設時の副議長であり、22年に死亡した松嵜明元 J R 東労組会長の「講演録」や「評伝」を機関誌等に掲載し、傘下組合員に対して同人が提唱した労働運動理論の実践を呼び掛けました。

また、JR東労組の組合員らによる組合脱退及び 退職強要事件については、刑事裁判の終結(24年2 月に有罪判決が確定)後も、同事件を「国策弾圧」や 「えん罪事件」と主張し続け、11月1日には、都内で 「弾圧に抗した11年!美世志会とともに当たり前の 職場活動を守り抜く11.1大集会」を開催しました。



政権打倒を訴えるデモ(10月、東京)



普天間飛行場へのオスプレイ追加配備抗議行動 (8月、沖縄)(時事)

革マル派は、今後も、黒田前議長が提唱した理論に依拠しながら、組織の維持・拡大を図る ものとみられます。

中核派

中核派(党中央)は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、**「国鉄・反原発決戦」と「全証拠開示大運動」**(注) **を主要闘争課題に掲げて活動**しました。

(注) 全証拠開示大運動

昭和46年の「渋谷暴動事件」における殺人罪等で無期懲役が確定し、徳島刑務所に服役中の同派活動家の再審請求の過程で、証拠の開示を訴えている運動。

同派は、結成50年を迎えたことから、25 年12月に、**革共同50年史として、これまで の活動を取りまとめた書籍の刊行を開始**し ました。

大衆運動では、東日本大震災後2年を捉えて、3月11日、福島県内で「3.11反原発福島行動'13」を開催しました。



反原発デモを行う「な全」(6月、東京)

また、「すべての原発いますぐなくそう!全国会議」(略称:「な全」)は、首都圏を中心に各地で「な全」の結成を進めるなど、全国組織化に向けた広がりをみせました。さらに、第23回参議院議員通常選挙に立候補し当選した「な全」呼び掛け人の1人の選挙運動を同派も組織を挙げて支援しました。

労働運動では、6月9日、都内で、「国鉄闘争全国運動6.9全国集会」を開催し、国鉄闘争の更なる強化を訴えました。また、11月3日、都内で、「闘う労働組合を全国の職場に」をスローガンに、「11.3全国労働者総決起集会」を開催し、集会やデモを行いました。

主要闘争課題に掲げている「全証拠開示 大運動」では、9月8日、「9.8徳島刑務所 デモ」に取り組み、「同志を取り戻そう」、「全 証拠を開示しろ」などと訴えました。



「11.3全国労働者総決起集会」のデモ(11月、東京)

一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会(関西反中央派)は、市民団体等が主催する反原発、反戦・反基地を訴える集会、デモ等に積極的に参加し、とりわけ、関西電力大飯発電所の再稼働1周年を捉えて、25年6月30日、福井県内で反原発団体等が主催した取組には、近隣府県から活動家等を動員しました。

党中央は、26年も、**国鉄闘争と反原発闘争を中心とした取組を継続**し、組織の維持・拡大を 図るものとみられます。また、関西反中央派は、原発の再稼働反対や反戦・反基地問題等を捉 えた闘争に取り組むものとみられます。

第4章 公安情勢

革労協

革労協主流派は、「農地 強奪阻止、空港廃港」をス ローガンに掲げるなど、成 田闘争に重点を置いて取り 組み、25年7月6日には、 支持層の拡大に向けて、「三 里塚を闘う九州実行委員 会 | (福岡)を結成するなど、 成田闘争の盛り上げを図り ました。



主流派の成田国際空港周辺でのデモ(10月、千葉)

また、同派は、組織内で

発生した部落差別問題や女性差別問題等で活動家が離反したことについて、引き続き自己批判 に取り組み、組織の立て直しを図っていることを機関紙で明らかにしました。

革労協反主流派は、ソマリア沖海賊対処行動への自衛隊の交替部隊派遣やオスプレイの普天 間飛行場への追加配備に対する抗議行動等、反戦・反基地闘争に重点を置いて取り組み、11月 28日には、在日米空軍横田基地に向けて飛翔弾を発射する事件を引き起こし、犯行声明で、自 **衛隊と米軍による共同訓練等に反対しての犯行であることを自認**しました。また、電源開発大 間原子力発電所の建設や四国電力伊方発電所の再稼働に反対して現地でデモを行うなど、反原 発・反核燃闘争にも取り組みました。

このほか、24年6月に結 成した「全国労働組合運動 交流会 | の活動を通じて、 非正規労働者等の獲得を図 りました。

両派は、今後も組織の維 持・拡大を図るとともに、 それぞれが取り組む成田闘 争や反戦・反基地闘争等を めぐる情勢次第では、「テ ロ、ゲリラ」事件を引き起 こすことが懸念されます。



反主流派の大間原子力発電所建設反対デモ(5月、青森)

成田闘争

三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ (反対同盟北原グループ)と成田国際空港株式 会社との間では、航空機の運行と空港関連施設 の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡 裁判等が争われています。

反対同盟北原グループ及びこれを支援する過 激派は、25年7月29日に千葉地方裁判所で土地 明渡裁判の第一審判決が言い渡されることを捉 え、同月14日、千葉市内において、「7.14全国総



「7.14全国総決起集会」のデモ(7月、千葉)

決起集会」を開催し、「農地を奪う判決許すな」などと訴えました。さらに、判決当日は、裁判傍聴のほか、集会やデモに取り組み、裁判闘争の盛り上げを図りました。

裁判では、農地等の明渡しを命じる判決が言い渡されましたが、反対同盟北原グループは、 8月8日、同判決を不服として東京高等裁判所に控訴しました。

過激派は、引き続き、成田闘争に取り組み、裁判等の進捗状況を捉えて、**空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれ**があります。

過激派対策の推進

警察では、過激派による違法行為の取締り及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ポスターを始めとする各種広報媒体を活用した広報活動等を推進し、

- 3月、虚偽の住所・氏名でホテルに宿泊した革マル派幹部活動家3人を有印私文書偽造 罪等で逮捕するとともに、同派の**非公然アジトを摘発**
- 10月、虚偽の住所地を申告して運転免許証を更新した中核派 (党中央) 非公然活動家 1 人を免状不実記載罪で逮捕
- 11月、虚偽の住所・氏名でホテルの客室を利用した革マル派 幹部活動家1人を有印私文書偽造罪等で逮捕するとともに、同 派の**非公然アジトを摘発**
- 11月、虚偽の住所・氏名でホテルに宿泊した**革労協反主流派** 最高幹部ら2人を有印私文書偽造罪等で逮捕

するなど、25年中、過激派活動家ら**36人を検挙**するとともに、**非公然アジト2か所を摘発**しました。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、過激派による違法行為の取締りを徹底することとしています。



オウム真理教

教団の現状

オウム真理教は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する**主流派(「Aleph(アレフ)」)**と松本の影響力がないかのように装う**上祐派(「ひかりの輪」)**を中心に活動しています。 現在、教団は、15都道府県に**32か所の拠点施設**を有し、両派の信者数は、その活動状況等から合計で**約1,650人**とみられます。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真等を拠点施設の祭壇等に飾るなど、松本への絶対的帰依を強調する「原点回帰」路線を強めています。また、平成25年中に行われた公安調査庁による立入検査によって、刃物様の物で串刺しにされた公安調査官や警察官等の顔写真が、同派施設内に置かれていたことも判明しています。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の反省・総括の概要を掲載したり、各種メディアを通じ、「松本からの脱却」を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しています。また、同派は、著名人との対談やマスコミの取材等を積極的に受け入れるなどし、「開かれた教団」のアピールに努めています。

今後、主流派は、松本への 絶対的帰依をより強めていく ものとみられます。一方、上 祐派は、同派のイメージアッ プを通じ、無差別大量殺人行 為を行った団体の規制に関す る法律(団体規制法)に基づ く観察処分の適用回避に全力 を挙げるものとみられます。



オウム真理教の拠点施設等

組織拡大に向けた動向

主流派は、街頭や書店における声掛けのほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等を利用したり、大学関連のサークル活動を装ったりしながら、青年層を中心に接触を図り、**教団名を秘匿しながらヨーガ教室に勧誘**するなどして新規信者を獲得しています。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、**ウェブサイトを通じ、在家信者に限らず一般人の参加も呼び掛ける**などして信者獲得を図っています。

オウム真理教対策の推進

24年中、全てのオウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者が逮捕されたことにより、これ

まで全国警察を挙げて推進してきた追跡捜査は 終了しました。しかし、教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差 別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとし て、団体規制法に基づく観察処分に付されるな どしており、その本質に変化がないと認められ ることから、警察では、無差別大量殺人行為を 再び起こさせないため、引き続き、関係機関と 連携して教団の実態解明に努めるとともに、組 織的違法行為に対する厳正な取締りを推進して います。25年中は公安調査官に対する公務執行 妨害事件で、主流派出家信者2人を検挙しまし た(2月、福岡)。

また、教団施設周辺の地域住民の不安を和らげるため、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施しているほか、地下鉄サリン事件等教団による一連の凶悪事件に対する記憶の風化を防止するとともに、教団の現状について適切な理解を得るため、各種機会を通じ、教団の現状について広報しています。さらに、教団の組織的違法行為に対する検挙事例や警戒



オウム真理教拠点施設の捜索状況



教団施設周辺の警戒警備状況

活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して積極的に情報を発信しています。

日本共産党

参院選における「選挙闘争」結果

日本共産党は、平成25年7月の第23 回参議院議員通常選挙で、「比例代表 で5議席絶対確保」、「650万票以上の 得票」を目標に掲げ、選挙区で46人(沖 縄選挙区を除く。)、比例代表で17人の 公認候補を擁立しました。

結果は、改選前3議席(いずれも比例代表)から、選挙区で3議席(東京、京都及び大阪)、比例代表で5議席の合計8議席を獲得し、非改選と合わせると11議席となりました。とりわけ、選挙区に関しては、東京では12年ぶり、京都及び大阪では15年ぶりに議席を回復しました。

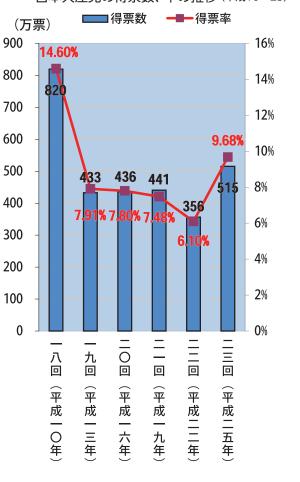
また、得票数及び得票率は、**選挙区で得票** 数564万5,937票(前回比138万9,537票増)、**得** 票率10.64%(前回比3.35ポイント増)、**比例** 代表で得票数515万4,055票(前回比159万499 票増)、得票率9.68%(前回比3.58ポイント増) とそれぞれ増加しました。

この結果について、日本共産党は、9月の第8回中央委員会総会(8中総)で、「二大政党づくり」の動きや「第三極」の動きが廃れて「自共対決」の構図が鮮明になるという客観的条件も躍進に有利に働いたとの認識を示す一方、「今回の躍進は、私たちの実力以上の結果であることを、リアルに直視する必要がある」などと総括し、「強く大きな党をつくることが絶対不可欠である」と訴えました。



第8回中央委員会総会で報告する志位委員長 (読売新聞/アフロ)

参院選 (比例代表選挙) における 日本共産党の得票数、率の推移 (平成10~25)



TPP問題等を捉えた「一点共闘」に取組

日本共産党は、政治的立場の違い、党派の垣根を越えた「一点共闘」に取り組み、25年3月に全国農業協同組合中央会(JA全中)等が主催したTPP反対集会に志位委員長が参加し連帯を呼び掛けたほか、党国会議員がJA全中、全国漁業協同組合連合会及び全国森林組合連合会を訪問して共闘の働き掛けを行いました。また、都道府県レベルでも、地方議員等が、農業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、医師会等主催による反対集会への参加や各団体関係者との懇談に取り組みました。

このほか、9月には、**消費税増税中止の一点で一致する全ての政党、団体や個人に対して共同を呼び掛けるアピールを発表**しました。

志位委員長は、9月の8中総で、「一点共闘」の取組を通じ、参院選では保守層や無党派層に 支持が広がる状況が生まれたとして、今後も「国民の多様な要求と関心にこたえた、多面的な 活動にとりくみ、また参加しよう」などと「一点共闘」による国民運動の発展強化を訴えました。

党大会に向けた動向

日本共産党は、25年9月の8中総で、第26 回党大会を26年1月15日から18日までの4日 間の日程で開催することを決定しました。

また、8 中総では、26年1月末日までの4 か月半を期間とする「第26回党大会成功・党 勢拡大大運動」(党員拡大では2万人以上、「しんぶん赤旗」読者拡大では、日刊紙で3万 5,000人、日曜版で18万9,000人以上の達成目標)に取り組むことを決定しました。

かつて日本共産党は、23年7月から24年9 月までの1年3か月間に及ぶ「党創立90周年 をめざす党員拡大を中心とした党勢拡大大運 動」に取り組んだ結果、約2万人の新入党員 を獲得しました。今回は、期間が4か月半と いうこともあり、目標達成は困難なものとみ られますが、日本共産党は、今次「党勢拡大 大運動」を通じて、党勢拡大に取り組む気風 を全党に定着させるとしており、党大会後も 党建設を重視していくものとみられます。

日本共産党の党員、機関紙読者数の推移



第4章 公安情勢

大衆運動

原子力政策をめぐる運動

反原発運動は、平成24年5月に全ての原子力発電所が停止した後、7月の関西電力大飯発電所の運転再開を捉え、盛り上がりをみせました。大衆団体等は、現在も首相官邸前における抗議とこれに連帯した取組として全国各地での集会、デモ等を継続しています。

大衆団体等は、25年6月2日、都内で「6.2 NONUKES DAY」集会、デモ及び国 会議事堂周辺での抗議に取り組みました(**主 催者発表延べ約8万5,000人**)。また、10月13



「NO NUKES DAY」(6月、東京)(共同)

日、都内で「10.13 NO NUKES DAY」集会、デモ及び国会議事堂周辺での抗議に取り組みました(**主催者発表延べ約4万人**)。

国内の原子力発電所は、関西電力大飯発電所が9月に定期検査入りし、再び全てが停止しました。電力会社は、原子力発電所の運転再開に向け、原子力規制委員会に安全審査を申請し、同規制委員会による審査が行われています。大衆団体等は、26年も引き続き、原発の運転再開等を捉え、反対運動に取り組むものとみられます。

反戦・反基地運動

大衆団体等は、オスプレイの追加配備等を捉え、全国各地で反対運動に取り組みました。沖縄県の普天間飛行場野帯ゲート前における抗議行動では、**8月に公務執行妨害罪で1人、9月に刑事特別法違反で1人をそれぞれ逮捕**しました。

普天間飛行場の名護市辺野古移設に関し、大衆団体等は、沖縄県知事の公有水面埋立申請不

承認を訴え、12月25日、沖縄県庁包囲行動に取り組みました(主催者発表約1,500人)。また、知事が承認した27日にも、承認撤回等を訴え、同行動に取り組んだほか(主催者発表約2,000人)、参加者の一部が沖縄県庁ロビーで座込み等の抗議行動に取り組みました。

大衆団体等は、26年も引き続き、普天間飛行場の移設やオスプレイの飛行訓練等を捉え、反戦・反基地運動に取り組むものとみられます。



普天間飛行場野嵩ゲート前における抗議(8月、沖縄)(共同)

反グローバリズム等の社会運動

25年中に開催された国際会議をめぐっては、6月、 英国のロック・アーンで開催されたG8サミットにおいて、英国の**反G8活動家ら約2,000人**が北アイルランドのベルファストで抗議行動に取り組みました。一方、国内の反グローバリズムを掲げる勢力等は、6月に横浜市内で開催された「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」を捉え、アフリカの開発を口実とした先進国・大企業による資源搾取と主張して集会やデモに取り組みました。これら国内勢力は、海外で発生し



英国・G8サミットでのデモ(6月)(時事)

た大規模な抗議行動にも関心を払いながら、様々な社会運動に介入を図っています。

過激な環境保護団体

過激な環境保護団体「シー・シェパード」は、24年 12月から行われた我が国の南極海調査捕鯨に対し、米 国の裁判所が妨害活動を禁じる中で、抗議船を捕鯨船 等に衝突させるなど、過激な妨害活動に取り組みました。また、「シー・シェパード」は、24年9月から25年 2月まで、和歌山県太地町のイルカ漁に抗議するため 活動家を同町に派遣し、イルカ漁の様子をビデオ撮影 したり、捕獲したイルカを水族館に搬送する際に執拗



捕鯨船に衝突するシー・シェパードの抗 議船((財)日本鯨類研究所)

に追従するなどの「監視活動」を行っています。こうした「シー・シェパード」による監視活動は、 和歌山県以外にも及んでいます。

雇用問題関連

全国労働組合総連合(全労連)は、労働者派遣法の 改正反対や最低賃金の引上げ等を求める運動等に取り 組みました。第84回中央メーデーでは、「くらしと雇 用」、「原発ゼロ」等のスローガンを掲げて集会やデモ に取り組んだほか、青年層の雇用の安定化や就職難の 改善等を目指した運動に取り組みました。全労連は、 26年も引き続き、雇用情勢等を捉え、各種運動に取り 組むものとみられます。



第84回中央メーデー(5月、東京)(時事)

警察の集団警備力

機動隊

機動隊は、集団警備力の中核として、集団不法事案、テロ、ゲリラに対する治安警備や台風、 地震等の災害警備に当たるほか、必要に応じて、集団警備力を活用した雑踏警備、集団警ら、各 種一斉取締り等を行う常設部隊です。

機動隊の任務

集団警備力の中核としての活動

- 集団不法事案に対する治安警備
- 主要な警衛・警護警備、災害警備 等

集団警備力の特性を生かした活動

- 繁華街、歓楽街等における集団警ら
- 暴力団対策や暴走族の一斉取締り 等

機能別部隊による活動

- 爆発物事件等の現場における危険物の処理
- 海や山等での遭難者の捜索及び救助 等

機動隊

集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊 【機能別部隊】

爆発物処理班、銃器対策部隊、水難救助部隊、 レスキュー部隊、 NBCテロ対応専門部隊 等

管区 機動隊 平常時には地域、刑事、交通等の勤務につきながら、 機動隊に準じた形で警備訓練を行い、大規模警備等 の際には道府県を越えて広域運用される部隊

第二 機動隊 警察署勤務員等から指定され、機動隊を補完して警備 実施に当たる部隊

都道府県警察には、機動隊のほか、これを補完し、又は都道府県警察相互の援助体制を確保するため、管区機動隊、第二機動隊等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるよう機能別部隊が編成されています。



機動隊等による各種警備活動

テロ対処部隊等

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件を鎮圧するため、特殊部隊(SAT: Special Assault Team)(総勢約300人)を8都道府県警察に設置しています。また、原子力関連施設の警戒警備を行い、銃器を使用した事案等が発生した場合に対処する部隊として、全国の機動隊に銃器対策部隊(総勢約1,900人)を設置しています。

このほか、NBCテロが発生した場合に備え、9都道府県警察に高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊(総勢約200人)を、その他の府県警察には必要な装備資機材を配備したNBCテロ対策班をそれぞれ設置しているほか、爆発物使用事案に迅速・的確に対処するため、全国の機動隊に**爆発物処理班**(総勢約1,200人)を設置しています。

さらに、ハイジャック対策を強化するため、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携し、スカイ・マーシャル(航空機への警乗)の的確な運用を図っています。

特殊部隊 (SAT)

8都道府県警察(北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄)に設置 ·····

任務 ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等の武器を使用した事件等に出動し、被害者 や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙する。

装備 サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等

銃器対策部隊

銃器等を使用した事案への対処を主たる任務とし、原子力関連施設の警戒警備にも当たっている。また、 重大事案発生時には、SATが到着するまでの第一次的な対応に当たるとともに、SATの到着後は、その 支援に当たる。

装備サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾楯等

NBCテロ対応専門部隊 9都道府県警察(北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡)に設置 ……

HBCテロが発生した場合に迅速に出動して、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たる。

装備 NBCテロ対策車、化学防護服、生化学防護服、生物・化学剤検知器等

爆発物処理班

保発物使用事案の発生に際し、迅速的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全する。

装備 X線透視装置、マジックハンド、爆発物収納筒、防護服、防爆楯等

スカイ・マーシャル

ハイジャック等のテロ事件に対し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を検挙する。



特殊部隊(SAT)

銃器対策部隊

NBCテロ対応専門部隊

爆発物処理班

警戒警備の強化

重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不 法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳し い国際テロ情勢等を踏まえ、これら我が国の重要施設、 米国関係施設や駐日外国公館、鉄道等の公共交通機関 等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化 し、その警備に万全を期しています。



首相官邸における警戒

水際対策

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チーム を設置するとともに、国際空港・港湾に、**空港・港湾 危機管理(担当)官**を置き、水際対策を強化しています。 警察は、テロリスト等の入国を阻止するための**事前旅**



不法侵入者への対処訓練

客情報システム (APIS)、外国人個人識別情報認証システム (BICS) に資する情報提供を行うなど、関係機関と連携して水際対策の強化を図っています。

武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等や緊急対処事態が発生した場合に備え、警察は、被災情報の収集、住民避難等の**国民保護措置**を迅速・的確に実施できるよう、内閣官房や各都道府県が主催する国民保護訓練に積極的に参加しています。

また、警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うとともに、武装工作員による不法行為等に対処できるよう、都道府県警察と自衛隊との間で、



自衛隊との共同訓練

部隊の輸送や重要施設の警備に関する共同訓練を実施するなど、連携の強化に努めています。

原子力関連施設に対するテロ対策

■ 核テロの脅威

福島第一原子力発電所事故においては、冷却機能の喪失等により、原子炉が管理不能の状態に陥り、放射性物質等が外部に放出されるなど、原子力関連施設のぜい弱性が露呈しました。 こうした事態は、自然災害のみならず、テロリスト等による妨害破壊活動によっても発生し得ることが懸念されています。

警察における取組

(1) テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施しています。

(2) 警戒警備の強化

警察では、サブマシンガンやライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両等を装備した銃器対策部隊が、24時間体制で原子力関連施設を警戒しており、情勢が緊迫したときには、銃器対策部隊を増強派遣するほか、高度な制圧能力を有する特殊部隊(SAT)を投入する体制をとっています。



海上保安庁との原発テロ対処合同訓練

また、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、警戒警備に従事する地方警察官216人を増員する とともに、警戒要領の見直し、放射線防護車等の装備資機材の整備・拡充により、原子力関連 施設の警戒警備を一層強化しています。

(3) 原子力事業者との連携

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安 当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者が定める核物質防護規定 が実効あるものとなるよう努めています。

(4) 自衛隊との共同訓練

一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合に備え、警察と自衛隊との間で共同訓練を実施しており、平成25年11月17日には北海道警察が、同月22日には福井、石川及び富山県警察が、それぞれ原子力発電所敷地内における自衛隊との共同実動訓練を実施しました。



自衛隊との共同訓練

警衛・警護

警衛

平成25年中、天皇皇后両陛下は、

- · 第64回全国植樹祭御臨場(5月:鳥取県)
- · 第68回国民体育大会御臨場(9月:東京都)
- ・ 第33回全国豊かな海づくり大会御臨席(10月:熊本県)

を始め、東日本大震災に伴う被災地御訪問(7月:岩手県)等のため行幸啓になりました。



第64回全国植樹祭御臨場に伴う警衛 (5月、鳥取)



第33回全国豊かな海づくり大会御臨席に伴う警衛 (10月、熊本)

皇太子殿下は、

- 第24回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席(5月:三重県)
- ・ 第28回国民文化祭・やまなし2013御臨場(6月:山梨県)
- · 第49回献血運動推進全国大会御臨席(7月:福岡県)

等のため行啓になりました。

また、海外へは、天皇皇后両陛下が国際親善のためインド国を御訪問(11月)になったほか、 皇族方が計15回御訪問等になっています。

警察では、皇室と国民との親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者 の雑踏事故防止を図りました。



第24回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席に伴う警衛 (5月、三重)



第49回献血運動推進全国大会御臨席に伴う警衛 (7月、福岡)

警護

■ 外国要人

25年中は、第5回アフリカ開発会議(6月)、日・ASEAN特別首脳会議(12月)の開催に伴い、多数の外国要人が来日したほか、国賓としてフランスのオランド大統領(6月)が、公式

実務訪問賓客としてスリランカのラージャパクサ 大統領(3月)、スペインのラホイ首相(10月)等 がそれぞれ来日し、関係都道府県警察では、所要 の警護警備諸対策を実施して、外国要人の身辺の 安全を確保しました。

主な外国要人の来日 (平成25年中)

3月	ラージャパクサ・スリランカ大統領
4月	ペニャ・メキシコ大統領
5月	シン・インド首相
6月	オランド・フランス大統領
9月	ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領
	アルタンホヤグ・モンゴル首相
10月	ラホイ・スペイン首相



オランド・フランス大統領来日に伴う警護 (6月、東京)(時事)

■ 国内要人

25年中、警察では、安倍首相のG8ロック・アーン・サミット出席等に伴う英国訪問(6月)、G20サンクトペテルブルク・サミット出席等に伴うロシア訪問(9月)、バリAPEC首脳会議出席等に伴うインドネシア訪問(10月)等に伴う警護警備を行い、関係国の警護当局と緊密に連携して、首相の身辺の安全を確保しました。

また、第23回参議院議員通常選挙が7月4日公示、21日投開票の日程で行われ、多数の警護対象者が全国的に遊説活動を行ったことから、関係都道府県警察では、所要の警護警備諸対策を実施し、国内要人の身辺の安全を確保しました。

安倍首相の主な海外訪問(平成25年中)

1月	東南アジア(ベトナム、タイ、インドネシア)
2月	米国
3月	モンゴル
4月	ロシア・中東(サウジアラビア、UAE、トルコ)
5月	ミャンマー
6月	ポーランド・英国(G8サミット)・アイルランド
7月	東南アジア(マレーシア、シンガポール、フィリピン)
8月	中東(バーレーン、クウェート、ジブチ、カタール)
9月	ロシア(G20サミット)・アルゼンチン(IOC総会)
10月	インドネシア(APEC)・ブルネイ(ASEAN)
	トルコ
11月	東南アジア(カンボジア、ラオス)



参議院議員通常選挙に伴う警護 (7月、福島)(時事)

自然災害への対処

東日本大震災への対応

東日本大震災による被害は、発災から2年 10か月が経過し、死者1万5,884人、行方不明 者2,640人等となりました(平成26年1月10日 現在)。

これまでに、全国警察から岩手、宮城及び福島の各県警察(以下「被災3県警察」という。)に対し、延べ約117万人の警察職員を派遣するとともに、全国警察からの特別出向により警察官を増員するなどして、被災地における警察活動を強力に推進しています。

被災3県警察では、現在も、福島県警察に 対する応援部隊を含む約4,060人体制で、仮設 住宅の防犯活動、行方不明者の捜索活動、避 難指示区域等における警戒警ら活動等を実施 しており、今後とも被災地の情勢等に的確か つ柔軟に対応するため、対処体制を確保し、 地域に密着した活動を継続的に推進すること としています(26年1月10日現在)。



行方不明者の捜索状況 (岩手)



福島第一原発周辺の警戒活動状況 (福島)

地震、台風等の自然災害

■ 地震

25年4月13日午前5時33分ころ、兵庫県淡路島付近を震源とするマグニチュード6.3の地震が発生し、兵庫県淡路市で震度6弱、南あわじ市で震度5強を記録しました。この地震により負傷者35人等の被害が発生しました。

震源地を管轄する兵庫県警察では、災害警備本部を設置し、最大時約2,250人体制で、被害情報の収集、被災者の救出救助、警戒警ら等の活動に従事しました。



淡路島付近を震源とする地震の被害状況 (兵庫)

■ 大雨

梅雨前線の停滞等により7月には山口及び島根の両県で、8月には秋田、岩手及び島根の各県で記録的な豪雨となり、河川の増水や土砂災害が発生しました。

これらを含め、6月から8月までの大雨により、全国で合わせて死者16人、行方不明者3人等の被害が発生しました。

警察では、関係都道府県警察において指揮体制を確立し、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施しました。

また、7月末の山口県における記録的豪雨に際しては、鳥取、岡山及び広島の各県警察が広域緊急援助隊 (警備部隊) 延べ約200人を山口県に派遣しました。

■ 台風

25年中は31個の台風が発生し、うち2個が日本に上陸し、14個が接近しました。これらのうち、台風第26号は、大型で強い勢力のまま10月16日に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近し、土砂災害、河川の氾濫等が発生しました。特に、東京都大島町では、16日の朝までの24時間に、平年の10月の降水量の2.5倍に相当する824ミリの記録的な大雨が降り、大規模な土砂災害が発生しました。台風第26号により、大島町を中心に、1都3県で死者40人、行方不明者3人等の被害が発生しました。

警察では、関係都道県警察において指揮体制 を確立し、被害情報の収集、被災者の救出救助、 行方不明者の捜索活動等を実施しました。

特に、被害の大きかった大島町には、被害の 発生が明らかになった16日以降、警視庁は特殊 救助隊を始めとする、多くの部隊を派遣し、救 出救助活動等を実施しました。



被災者の安否確認活動(7月、島根)



行方不明者の救出活動(8月、秋田)



特殊救助隊、警備犬等による救出救助活動 (10月、東京)

■ 危機管理体制の再構築

警察では、東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再構築するため、組織横断的な取組を行っています。

これまでに、災害警備本部の強化や業務継続 計画の策定、バックアップ体制の確保等に加え、 各種災害警備訓練の実施、関係機関・事業者と の協定締結等の施策を推進しています。

■ 防災業務計画の修正

国家公安委員会及び警察庁では、24年9月の 政府の防災基本計画の修正及び同年10月の原子 力災害対策指針の策定等を踏まえ、25年1月、 「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」(以下 「防災業務計画」という。)の修正を行いました。 これにより、発生が懸念される広域的な大規模 災害への即応力や原子力災害への対応力を強化 するための対策等を定めました。

■ 災害対処能力の向上のための取組

警察では、大規模災害発生時に被災地に派遣 される**警察災害派遣隊**の中核となる**広域緊急援 助隊**、緊急災害警備隊等の各部隊の対処能力向 上を図るため、

- 各都道府県の特性を踏まえた訓練や自衛 隊、消防等関係機関との合同訓練の実施
- 各種装備資機材の整備 等を推進しています。

■ 今後の災害対策の見直し

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模災害における警察措置について、政府の計画や被害想定の見直し等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進めていくこととしています。



災害警備本部機能移転訓練(2月、山形)



事業者との災害協定締結(9月、三重)



関係機関との合同訓練(2月、愛知)



緊急出動用災害対策車

原子力災害対策

我が国の原子力災害対策は、平成11年9月30日、茨城県内のウラン加工施設において、一般 人を含む多数の被ばくを伴う国内初の臨界事故が発生したことを契機に制定された**原子力災害 対策特別措置法**(以下「原災法」という。)において、初動対応における国と自治体との連携強化、 原子力災害の特殊性を踏まえた国の緊急時対応体制の強化、事業者の責務の明確化等が規定さ れていました。

しかし、23年3月11日に発生した東日本大震 災を契機とする福島第一原子力発電所事故は、 自然災害に端を発して複数の原子炉が過酷事故 (シビアアクシデント)に至ったものであり、長 期間にわたる住民の避難や食物の摂取制限等、 多方面に大きな課題を残すことになりました。

これらを踏まえ、国に**原子力防災会議**及び**原子力規制委員会**が設置されたほか、原災法の改正、防災基本計画の修正、原子力規制委員会による**原子力災害対策指針**の策定等が行われ、原



福島第一原発周辺における警察部隊の活動状況

子力災害対策が抜本的に見直されることになりました。

警察では、組織改編や増員、装備資機材の整備・拡充、実践的訓練の実施等により、原子力災害対策を強化しました。また、25年1月の防災業務計画の修正において、原子力災害への対応力強化のための対策を定めました。これを踏まえ、都道府県警察においては、関係自治体、原子力事業者等と連携し、地域防災計画の修正を始めとする原子力災害対策の強化を図っています。



関係機関参加による原子力総合防災訓練の状況



原子力災害対策用資機材の活用状況

平成25年 回顧と展望 警備情勢を顧みて

警察庁